

V 詳細仕様検討結果の概要

V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	資料	
				WG	資料P
E D I	1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	NACCSパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。	1. NACCSパッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する（ゲートウェイ配下の利用は継続）。 2. 現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、netNACCS処理方式への切り換えをお願いする。	第12回 第16回	P27 ～ P28
	2. ダイヤルアップ回線の廃止	第6次NACCSネットワークにおいてダイヤルアップ回線の提供を終了する。	1. NACCSネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。 2. 現在、ダイヤルアップ回線を使用している利用者様には、netNACCS処理方式への切り換えをお願いする。	第16回 第17回 第22回	P28 ～ P29
	3. オンライン処理方式の見直し	ダイレクト・インターフェース(X.25)方式を廃止する。また、e b M S処理方式の対象業務について検討する。	1. ダイレクト・インターフェース(X.25)方式は廃止する。 2. e b M S処理方式で利用可能な業務については限定とする（必要な見直しは実施し、対象業務はE D I仕様書に記載）。	第12回 第17回	P30
	4. E D I F A C T電文及びXML電文	E D I F A C T電文及びXML電文で利用可能な業務について必要な見直し等を実施する。	1. E D I F A C T電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。（対象業務はE D I仕様書に記載） 2. E D I F A C Tのメッセージバージョン等 ① メッセージバージョン：D98B ② シンタクスルールバージョン：Ver. 3 3. e b M Sのメッセージバージョン e b X M L Message Service v2.0及びe b X M L C P P A V2.0 4. e b M S処理方式に使用するサーバ証明書の利用ルールを明確化する。	第12回 第17回	P30
	5. 最大電文長及び最大添付ファイルサイズの拡大	最大電文長及び最大添付ファイルサイズについて見直しを実施する。	1. NACCS - E D I電文の最大電文長を500KBから700KBに拡大する。 2. 添付ファイルの最大ファイルサイズを10MBまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは10MBの範囲で業務ごとに定めるものとする。	第12回 第17回	-
	6. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。	海上入出港関連業務等の一部の業務において、自社システム接続（S M T P双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、E D I F A C Tを除く。）から送信する入力共通項目の中のシステム識別欄に設定する値を「8」に変更する。	第12回 第17回	P30 ～ P31
	7. 添付ファイル名の日本語対応及び利用可能拡張子		添付ファイル名に日本語を使用することを可能とする。また、各種添付ファイル業務において添付可能な拡張子を以下のように限定する。特にこれまで一部の業務で利用可能であったZ I P形式及びL Z H形式ファイルの添付を不可とする。 【添付ファイルに利用可能な拡張子】（大文字、小文字は問わない。） “txt”、“doc”、“docx”、“ppt”、“pptx”、“xml”、“htm”、“html”、“rtf”、“jtd”、“xls”、“xlsx”、“csv”、“jpeg”、“jpe”、“jpg”、“tif”、“tiff”、“bmp”、“gif”、“png”、“pdf”、“jet”		-

V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
E D I	8. 第6次NACCSのシステムライフ	第6次NACCSのシステムライフは8年間とする。	第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新(中年度更改)を実施する。中年度更改における移行時間は、「第5次NACCSから第6次NACCSへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大5時間程度とすることを目標とする。	第16回	-
	9. 更改時におけるデータ移行	第6次NACCSの稼働に必要な現行NACCSが保有するデータの移行について検討する。	1. 第6次NACCS更改時においては、第5次NACCSの機能及びデータは一括して移行する(新旧システムの並行稼働は実施しない。) 2. 第5次NACCSから第6次NACCSへの移行時間は、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第5次NACCSにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。 具体的には移行に要する時間を5時間程度とすることを目標とする。なお、具体的な移行時間については、今後の移行リハーサル等の結果を踏まえて決定する。	第16回	-
	10. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能	大規模災害・大規模障害等発生時におけるバックアップセンターへの切替方法の改善等を検討する。	1. 切替時間、切戻し時間の短縮化を図る。 (現行) 切替時間 : 約1時間 切戻し時間 : 約8時間(約4時間/1日×2日) (第6次NACCS) 作業方法の見直し等による短縮化を図る(具体的な時間は、今後の接続試験等の結果を踏まえて決定) 2. 利用者側における切替作業の省略化 ① 自社システム(*1) : メイン⇄バック間の切替えについて、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを使用した自動切替方法に変更することにより、利用者側の切替作業の省略化を図る>(*1 : e b M S 処理方式を除く) ② 第6次NACCSのドメイン名を以下のとおり変更する。 「naccs.customs」→「naccs6」 ③ 第2レベルのドメイン名を以下のとおりとする。 本番環境→「prod.naccs6」 試験環境→「test.naccs6」 ④ 自社システム(e b M S 処理方式) : C P A 情報に常に「本番環境」を使用する。 ③ バックアップソフト : 接続先サーバ等を常に「本番環境」に設定する。 3. 関係省庁手続きに係るバックアップ機能の強化 輸入食品関連手続き、動物検疫関連手続き及び植物検疫関連手続きについてバックアップ機能の強化を図り、関係省庁における港湾入出港手続きについてバックアップ機能を新設する。	第12回 第17回 第20回	P31 P33
	11. IPアドレス変換禁止ルールの緩和		第5次NACCSにおいて実施されていた、NACCSネットワーク接続におけるIPアドレスの変換(NAT)の禁止について、一定の条件を満たす場合であれば、IPアドレスの変換を可能とする旨を追記する。	第18回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
E D I	12. メンテナンスによるシステム停止	メンテナンスに係るシステム停止について、削減を検討する。	定期メンテナンスを目的としたシステム停止回数及び停止時間については、以下のとおり削減を図る。なお、定期メンテナンスは、現行同様、日曜日早朝に実施する。 1. 年間の総システム停止回数 現行 原則12回程度(月1回程度) 第6次 原則6回程度(概ね隔月で1回程度) 2. 年間の総システム停止時間 現行 24~36時間程度(1回あたり2~3時間程度) 第6次 12~18時間程度(1回あたり2~3時間程度)	第17回	-
	13. WebNACCS対象業務の拡大	WebNACCS処理方式の対象となる業務を拡大し、対象業種を見直すとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。	1. 対象業務は以下のとおりとする。 ① 入出港業務(海上) ② 利用頻度の高い一部照会業務(航空・海上) ③ 包括保険仮登録手続き関係(航空・海上) ④ 既存業務(動植物検疫関係手続き)注 : C Y 搬出入関連は廃止 2. 動作保証の対象OS・ブラウザ ① OS : Windows7 (SP1)、Windows8.1、Windows10 ② ブラウザ : Internet Explorer、Chrome、Edge 3. セキュリティ対策としてデジタル証明書の利用を必須とする。 注 : 上記を踏まえスマートフォンについては、当面、動作保証の対象外とする。 4. WebNACCSにおける利用者IDの見直し WebNACCSを利用するための利用者IDについては、インターネット接続とその他の接続とを区別する必要があるため、netNACCS同様、利用者IDの識別番号3桁目を英字とする。等	第10回 第18回 第19回 第20回 第21回	P33 P36
	14. WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止		WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。	第12回 第17回	P36
	15. NACCSパッケージソフトの対応OS・ブラウザ		第6次NACCSのパッケージソフトにて対応するOS及びブラウザを以下のとおりとする。 【対応OS】 Windows7 (SP1)、Windows8.1、Windows10 【対応ブラウザ】※1 Internet Explorer、Chrome、Edge ※1 : 各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。	第21回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
E D I ・ 端 末	16. 端末パッケージソフトの改善	① バージョンアップは、利用業種に関わらず一律に必要、ダウンロードに長時間を要する等の問題があるため、これら問題を解消できる仕組みを検討する。 ② 機能改善等に係るプログラム変更要望について検討する。	1. バージョンアップは、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する。 また、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。 2. 現在19種類あるパッケージソフトを2種類（一般用、窓口電子申告端末用）に集約する。 3. パッケージソフトに関するプログラム変更要望について検討し、必要な改変を実施する（上記1を含む28項目を改変）。	第12回	P37 ～ P38
	17. デジタル証明書の運用の簡素化	デジタル証明書のインストール方法の簡素化、有効期間管理の見直し等を実施する。	デジタル証明書のインストール時や更新時における作業の簡便化を図るため、新たに「インストール・更新ツール」を提供する。	第18回	P39 ～ P40
	18. セキュリティ対策	現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、セキュリティの一層の強化を図る。	1. パスワードについて、最小最大文字数の制限、世代管理等の対策を実施する。 2. netNACCS及びWebNACCSにおいては、1. に加え、①SSLによる通信の暗号化、②クライアントデジタル証明書による端末の特定を実施する。	第13回	P40
	19. パスワード初期化の運用改善	利用者及びNACCSセンターの双方において煩雑となっているパスワード初期化の運用を改善する。	1. 「利用者情報登録（URY）」業務において既存のパスワード変更に加え、同一事業者の他の利用者による初期化機能（取消機能を含む。）を追加する。 2. 初期化の際に通知される仮パスワードは、URY業務のみを実施可能とする（通常業務の実施には、URY業務によりパスワード変更が必要）。	第19回	P41 ～ P42



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
共 通	20. オンライン業務の廃止	現行システムで利用頻度が少ない業務等について廃止を検討する。	第6次NACCSでは、利用頻度が少ない64業務について廃止する（廃止業務については、資料を参照。）。	第12回 (第21回) (議題13)	P43 ～ P44
	21. 管理資料の整理・見直し	利用実態を踏まえ、管理資料の一部を廃止すること等について検討する。	1. 業務廃止に伴い又は利用されていない管理資料12件を廃止する（詳細は資料参照）。 2. 月報管理資料の配信日を「毎月1日」に統一する。 3. 管理資料の外部媒体による提供を廃止し、ファイルサイズに関わらずシステム配信資料として送付する。	第12回	P45
	22. マイナンバー（法人番号）に係る対応	番号法（※）及び関連法に基づく「マイナンバー（法人番号）」へのNACCSにおける対応を検討する。 〔※：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕	1. 第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。法人番号を利用する場合の輸出入者コードは、「法人番号（13桁）+枝番（4桁）」の体系とする。 2. 第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務は、入出力欄の桁数を全て「13桁+4桁」の17桁に変更する。 3. 輸出入申告関連業務に関しては、法人番号との紐付けがNACCSに登録されているJASTPROコード及び税関発給コード（既存コード）に限り、利用を可能とする。 4. 既存コードと法人番号との紐付け作業は、今後、税関及びJASTPROにおいて実施する予定であり、当該作業の結果をNACCSのDBに登録する。 5. 法人番号に係る法人等の社名・住所の英文化については、JASTPROに申し出を行うことによってNACCSへの新規・変更を登録する。 6. 税関発給コードは平成29年10月以降、法人番号を有する者に対する新規発給は行わない。また、既存の税関発給コードの更新作業も実施しない。 このため、社名変更等が発生し更新作業が必要な場合は、JASTPROを通じて法人番号の新規登録手続を行う必要がある。 7. 輸出入者情報照会業務について、以下の変更等を行う。 ①「輸出入者情報照会（IIE）」業務の変更 JASTPROコード、税関発給コードに加え新たに「法人番号」による照会、既存コードによる照会に対する法人番号の表示を可能とする。 ②「法人番号情報照会（IIE01）」業務の新設 法人番号による社名・本社所在地（和文表示）の照会を可能とする。	第16回 第18回 第19回 第20回 第21回	P46 ～ P53



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
共通	23. 荷主業務と後続業務の連携について	<p>1. S I R / I V A業務等の入力項目の見直し（関係業務間における情報連携の強化）</p> <p>2. I V A業務のXMLフォーマットの見直し</p> <p>3. I V A業務の利用業種見直し</p> <p>4. 業務の統廃合</p> <p>【参考：関連業務名】 S I R：船積指図書（S / I）情報登録 I V A：インボイス・パッキングリスト情報登録 A C L：A C L情報登録 E C R：輸出貨物情報登録 I I R：輸入指示書登録</p>	<p>1. S I R / I V A業務等の入力項目の見直しと情報連携の強化（海上のみ）</p> <p>① 海上における輸出については、B / L関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。</p> <p>② B / L関連については、S I R業務をA C L業務の上流情報と位置付け、S I R業務の項目はA C L業務の項目に原則として合わせる。</p> <p>③ S I R業務の情報のうち、E C R、I V A業務に利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。</p> <p>④ 「ブックイング情報登録（B K R）」業務の項目のうち、S I R業務に流用可能な項目について、呼出しを可能とする。</p> <p>⑤ 「ブックイング情報登録（B K R）」業務の先行業務として「船腹予約情報（荷主→船会社等）」登録業務を新設する。</p> <p>⑥ 各業務間における項目内容の統一化を図るため、項目の追加及び見直しを図る。</p> <p>⑦ I I R業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、I D A業務で流用（呼出し）可能となるようI D A業務の入力項目に追加する。加えてI I R業務のその他の項目についても見直しを実施し、I D A業務で流用可能とする。</p> <p>2. I V A業務のXMLフォーマットの見直し P A A（Pan Asian e-Commerce Alliance）フォーマットへの準拠を継続し、項目の再整理を実施する。</p> <p>3. I V A業務の利用業種見直し 現在、輸出入者のみ利用可能となっているが、第6次では仕様上は通関業による利用も可能とするよう変更する。ただし、具体的な業務運用については、最終的には引き続き関係者間での検討を踏まえて決定する。</p> <p>4. 以下のオンライン業務について、統廃合する。</p> <p>① 「船積指図書（S / I）情報登録（S I R 0 2）」業務 <存続> 「船積指図書（S / I）情報登録（国際連携）（S I R）」業務 <廃止> →（新）S I R業務に統合する。</p> <p>② 「S / I 情報登録（E I R 0 2）」業務 <存続> 「S / I 情報登録（国際連携）（E I R）」業務 <廃止> →（新）E I R業務に統合する。</p> <p>③ 「インボイス・パッキングリスト情報登録（I V A 0 2）」業務 <存続> 「インボイス・パッキングリスト情報登録（I V A）」業務 <廃止> →（新）I V A業務に統合する。</p>	第11回 第19回 第20回 第21回	P53 P54



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
共通	24. 海上機能で航空貨物を扱う機能を廃止	海上機能で航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理出来る仕組みとする。	<p>海上機能で航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理出来る仕組みとする。</p> <p>なお、以下のイレギュラーケースに対応出来る情報連携機能を提供とする。</p> <p>1. 当初海上貨物として輸出する予定であったが、航空機に搭載して輸出することになった輸出貨物</p> <p>2. 当初海上貨物として日本に船卸され、航空機に搭載して積戻す仮陸揚貨物</p>	第10回	P54 P61
	25. 蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化	蔵入承認済または移入承認済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。	<p>1. 蔵入貨物については、航空貨物の承認申請件数が少ないことから、第6次NACCSでは海上貨物のみをシステム化の対象とする。</p> <p>2. 移入貨物については、保税加工を伴うために在庫管理業務がシステム化に馴染まないことから、第6次NACCSにおいては対応としない。</p> <p>3. 蔵入貨物の後続処理を可能とするため、蔵入後においても貨物情報DBに貨物情報を保持し貨物管理の対象とする。 ただし、保税蔵置場毎にあらかじめNACCSで蔵入承認後の貨物管理を「行う」又は「行わない」のいずれかを選択ができる仕組みとする。</p> <p>4. 蔵出申告時において、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とする。</p> <p>5. 蔵入後におけるシステムによる改装・仕分や保税運送を可能とする。</p>	第12回 第15回	P62 P63



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	26. NACCS専用口座の廃止	NACCS専用口座の廃止について検討する。	NACCS専用口座については、平成28年度末までに廃止する。これに伴い、以下のオンライン業務を廃止する。 1. PAY : ペイメント情報照会 2. BAA : 口座残高証明額訂正（呼出し） 3. BAA01 : 口座残高証明額訂正 4. IBA : 口座照会 5. DLS05 : 納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更	第8回	P64
	27. 輸出入申告業務における多欄申告対応業務の新設 [システム制限値④]	輸入申告業務等、輸出申告業務等の欄数を100欄とする輸入申告業務、輸出申告業務を新設する。	多欄対応については、入力欄数を現行の50欄から99欄に拡大することにより対応することとし、新規業務による提供は実施しない。	第8回	-
	28. 通関士審査業務の新設	通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務の新設について検討する。	通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。これにより、通関士が事前に審査を行うことで、通関士以外の利用者による申告業務を可能とする。	第9回 第13回 第16回	P65 P66
	29. 輸出取止め再輸入手続業務の新設	輸出取止め再輸入手続について、システムで対応する。	輸出取止め再輸入手続のシステム化にあたり、事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し及び申告変更並びに当該申告等に対する税関の審査終了業務を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。	第11回	P67
	30. 税関関係業務の見直し - 残数量等管理業務の新設 -	減免税制度適用輸出入申告における残数量等の管理を可能とする業務の新設を検討する。	関税割当制度適用対象貨物に対する数量管理機能を新たに提供する。このため、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録する業務の新設、税関による当該申告の数量確認可能とする数量管理業務の新設を行う。	第16回	P68 P71
	31. 包括保険指数登録業務の新設（損害保険業務とNACCSの連携）	包括保険の指数登録を可能とする業務を新設する。また、包括保険を利用した輸入申告の実績を集計して輸出入者に提供する仕組みを検討する。	1. 包括保険指数を民利用者が登録する業務の新設 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者、通関業者）が本登録する業務を新たに提供する。 なお、本業務の提供にあたり、損害保険会社を新たな業種として追加する。 ※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、NACCS更改後、そのあり方について検討する。 2. 輸入実績報告における許可情報等の活用 輸入者に対し、包括保険が利用された輸入の実績データを集約（旬報）して電子情報で提供する仕組みを構築する。	第11回 第16回 第21回 第22回	P71 P73



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関 (貨物)	32. 税関関係業務の見直し - ドキュメント申告業務の新設（航空） -	ドキュメント通関に係る業務のシステム化を検討する。	ドキュメント通関対象貨物の輸出入通関申告については、個別業務でのシステム化は実施せず、汎用申請業務の対象に追加することでシステム対応する。	第12回	-
	33. 事項登録業務・確認業務の新設	事項登録業務・確認業務を新設し、二段階による申告・申請等を可能とすることについて検討する。なお、事項登録業務等の利用は任意とし、利用者が選択可能な仕組みとする。	次の2業務について事項登録業務・確認業務を新設する（詳細は次行を参照）。 1. 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務 2. 「海上保税運送申告（OLC）」業務 ※ 下記3. ～9. の業務は、利用が見込まれないため新設は行わない。 【事項登録業務等の新設について検討対象とした業務】 1. 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務 2. 「海上保税運送申告（OLC）」業務 3. 「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務 4. 「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務 5. 「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務 6. 「輸出マニフェスト通関申告変更（MEE）」業務 7. 「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）」業務 8. 「輸出自動車情報登録（MOA）」業務 9. 「とん税等納付申告（TPC）」業務	第8回 第10回 第11回	P74
		「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務に係る事項登録業務の新設	1. 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務に係る事項登録（HFA）業務及び呼出し（HFD）業務等を新設し、申請（変更）情報の事前登録・保存を可能とする。なお、申告は、新設する（HFC20）業務で行う。 2. 新規業務の利用は任意とする（利用者による選択を可能とし、従来どおりの業務処理も可能とする。）	第10回	P74
		「海上保税運送申告（OLC）」業務に係る事項登録業務の新設	1. 「海上保税運送申告（OLC）」業務に係る事項登録（OLA）業務及び呼出し（OLA11）業務等を新設し、申告情報の事前登録・保存を可能とする。なお、申告は、新設する（OLC20）業務で行う。 2. 新規業務の利用は任意とする（利用者による選択を可能とし、従来どおりの業務の実施も可能とする。）	第8回	P74
	34. 機用品蔵入承認申請業務の海上への拡大	海上貨物として輸入される機用品についても、機用品蔵入承認申請を可能とする。また、機用品に係る総保入承認申請の可能化について検討する。	1. 海上貨物として登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。 2. 機用品に係る総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務で行えるようにする。	第16回	P75 P77



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	35. 輸出入申告官署の自由化への対応	通関業者の営業区域の係る制限の見直し等への対応を検討する。	<ol style="list-style-type: none"> 非蔵置官署への申告 以下の申告について非蔵置官署（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署）への申告を認める。 ・ A E O輸出者に係る輸出申告/A E O輸入者に係る輸入申告 ・ A E O通関業者が取り扱う輸出入申告 営業区域の廃止に伴う申告への影響 通関業の営業区域制限の廃止に伴い、A E O通関業者であるか否かを問わず、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。 検査立会者*の登録 * 通関業者に限るものではなくNACCS利用コード*を入力 ① 輸入申告項目の追加 輸出入申告の入力項目として「検査立会者」欄を追加する。 ② 「検査立会者登録（A T I）」業務の新設 申告時に検査立会者の登録を行わず、申告後、検査扱いが明らかとなった時点で検査立会者を登録するための業務として、「検査立会者登録（A T I）」業務を新設する。なお、当初申告時に登録した検査立会者の変更を行う場合も、本業務を利用する。 照会業務の一部仕様変更 検査立会者として登録された時点以降、検査立会者については、以下の照会業務の利用を可能とする。 ① 「輸入申告等照会（I I D）」業務 ② 「輸出申告等照会（I E X）」業務 ③ 「別送品輸出申告照会（I E U）」業務 	第17回 第18回 第19回	P77 P78 P79
	36. 税関関係業務の見直し - 輸出入申告項目の見直し -	輸出入申告における入出力項目の見直しを実施する。	法人番号、申告官署自由化等の官側の要請及び民側要望を踏まえて、輸出入申告項目について新規項目の追加、既存項目の変更を実施する。 e.g. ・ 輸出入者コード欄の桁数増（12桁→17桁） ・ 検査立会者欄の追加 ・ 原産地証明書識別（1桁→4桁） ・ 荷主リファレンスナンバー/荷主セクションコード欄の追加 ・ 海上B/L番号の35桁化運用	第11回 第17回 第19回 第20回 第21回	P80 P85
	37. データベース保存期間の見直し 〔システム制限値②〕	データベース保存期間の見直しを実施する。	通関関連業務について、以下のとおりデータベース保存期間を拡大する。 <ol style="list-style-type: none"> 「輸出申告事項登録（E D A）」業務 * 6日 → *10日 「輸入申告事項登録（I D A）」業務 * 6日 → *10日 「修正申告事項登録（A M A）」業務 * 6日 → *10日 「関税等更正請求事項登録（K K A）」業務 * 6日 → *10日 「輸出自動申請登録（M O A）」業務 4日 → 10日 *は日曜・祝日を除く	第13回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	38. 輸入予備申告における検査指定情報等の出力	輸入の予備申告における検査指定情報等の出力タイミングの見直しについて検討する。	輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者に対し検査指定情報等を配信するように変更する。	第17回	-
	39. 通関書類の「申告添付登録（M S X）」業務の対象申告等の見直し	M S X業務の対象となる申告手続等の見直しを実施する。	現行の対象手続きに加え、以下の手続きを対象に追加する。 ・ 「修正申告（A M C）」業務 ・ 「関税等更正請求（K K C）」業務 ・ 「一括特例申告（T K C 0 1）」業務 ・ 「輸出取止め再輸入申告（E E C）」業務 ※ 第6次の新規追加業務	第12回	-
	40. 関係省庁に対する添付書類の提出業務	関係省庁に添付書類を提出するための汎用的な添付業務を検討する。	関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として、以下の2業務を新設する。 【業務名】 ・ M S F 0 1：通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品）） ・ M S F 0 2：通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）	第16回	-
	41. I S・I S W通関におけるA E O対応機能の新設	I S W（蔵出輸入）においても特例輸入申告が可能となるよう仕様の変更を検討する。	蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（I D A）」業務及び「輸入申告変更事項登録（I D A 0 1）」業務において、申告等種別として「R」（出力時の種別コードについては「I S T」）を追加する。	第15回	-
	42. 民間利用者のプログラム変更要望① 「輸出申告事項登録（E D A）」業務における大額、少額種別の入力簡素化	事項登録画面を展開する際、大額、少額種別を選択するにもかかわらず、展開画面上でも「大額、少額識別」の入力するのは二度手間であり、当該欄の入力を省略してほしい。	輸出申告事項登録画面を展開する際、画面コードに従い、「大額・少額識別」を自動で補完する。対象業務は、「輸出申告事項登録（E D A）」業務とする。 e.g. 画面コードで「S E L」等大額の種別を選択した場合は自動的に「L」が補完される仕様とする。	第15回	-
	43. 民間利用者のプログラム変更要望② 輸出申告（少額）におけるH S品目コード（9桁）の入力可能化と品名の自動補完	少額申告ではH Sコード4桁と品名が必須入力となっているが、H Sコード9桁を入力することでタリフの品名を（大額申告と同様）自動補完してほしい。	少額申告等の場合においても、輸出統計品目番号に9桁の品目コードの入力を可能とし、9桁の品目コードが入力された場合は、品名をシステムで自動補完する。対象業務は、以下のとおりとする。 ・ 「輸出申告事項登録（E D A）」業務 ・ 「輸出申告変更事項登録（E D A 0 1）」業務 ・ 「輸出許可内容変更申請事項登録（E A A）」業務	第15回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	44. 民間利用者のプログラム変更要望③ 「輸入申告事項登録 (I D A) 」業務の改善 (担保・保険・評価)	I D A 業務における担保及び包括保険に係る適用日のチェックは、申告予定日としてほしい。 保険及び評価について期限管理を検討してほしい。	1. 担保関係 ①「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で引落とし可能期間チェックを行う。 ② 業務実施日が引落とし可能期間終了の2週間前から引落とし可能期間終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。 ③ 担保登録番号が入力された場合は、担保残高をチェックし、残高不足の場合は注意喚起メッセージを出力する。 2. 包括保険関係 ①「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効期間チェックを行う。 ② 業務実施日が適用終了の2週間前から適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。 3. 包括評価関係 ①「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で適用有効期間チェックを行う。 ② 業務実施日が有効期限の2週間前から有効期間間近である旨の注意喚起メッセージを出力する。	第15回 第19回	-
	45. 民間利用者のプログラム変更要望④ 見本持出業務に関連する注意喚起の新規出力	見本持出許可後に仕分け、輸入申告等の業務を実施すると、MHO業務が実施できない。	見本持出許可後に「見本持出確認登録 (MHO) 」業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録 (I D A) 」, 「輸出申告事項登録 (E D A) 」業務等の実施時に、注意喚起メッセージを表示する。(海上のみ)	第10回	-
	46. 民間利用者のプログラム変更要望⑤ 「担保照会 (I A S) 」業務の改善	1. 1回1回送信するのではなく、I C G 業務と同様に繰返して照会ができるようにしてほしい。 2. 輸入者が照会する場合は、当該輸入者のすべての担保を照会できるようにしてほしい。	1. 照会結果画面 (担保照会情報) において、次に照会する「担保登録番号」及び「担保提供者コード」を入力する項目を新規に追加することにより、繰返し照会ができるように変更する。 2. 輸入者が照会する場合は、輸入者コードと一致するすべての担保を照会可能とする「担保一覧照会 (I A S 0 1) 」業務を新設する。(入力者は、照会対象の担保と紐づく輸出入者コードを保持する輸出入者に限定)	第14回 第19回	-
	47. 民間利用者のプログラム変更要望⑥ 「為替レート照会 (I E R) 」業務の改善	1. I E R 業務について、I C G や I I D 業務のように繰返し入力を可能にしてほしい。 2. 一度に複数の通貨について照会できるようにする。又は換算レート表示画面から別の通貨の照会を可能にしてほしい。	1. 照会結果画面 (為替レート照会情報) において、次に照会したい通貨コードを入力する項目を新規に追加することにより、繰返し照会ができるように変更する。 2. 一度に複数通貨を照会する頻度は少ないと考えられ、費用対効果が見込まれない、また、複数通貨の照会結果を一画面に出力すると、誤った通貨レートを使用してしまう恐れがある等から実施しない。	第14回	-

V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	48. 民間利用者のプログラム変更要望⑦ 口座使用明細書の出力内容の見直し	1. 管理資料情報 (口座使用明細データ : C B F 7 6 2 0) では「AWB番号」と「社内整理番号」の出力項目が同じ「AWB番号/社内整理番号」欄となっているため、航空ではAWB番号が出力されると、社内整理番号が出力されないで項目を分けて両方出力してほしい。 2. リアルタイム口座を使用した修正申告の場合にも、輸入申告と同様に、口座使用明細データの「AWB番号/社内整理番号」欄を出力してほしい。	口座使用明細データについて、以下のとおり編集処理の方法を変更する。 1. 「AWB番号/社内整理番号」欄を、「AWB番号」欄と「社内整理番号」欄に分割して出力するように変更する。 2. 航空においては、「AWB番号」欄にAWB番号、「社内整理番号」欄に社内整理番号を出力するように変更する。 3. 海上においては、「AWB番号」欄はスペース、「社内整理番号」欄に社内整理番号を出力するように変更する。 4. 「修正申告事項登録 (A M A) 」業務で入力された社内整理番号を「社内整理番号」欄に出力するように変更する。	第14回	-
	49. 民間利用者のプログラム変更要望⑧ リアルタイム口座振替完了通知の改善	I D A 業務等における記事 (荷主) 欄の内容をリアルタイム口座振替完了通知に出力してほしい。 (理由) 荷主から要望されている事項であり、記事 (荷主) 欄に荷主指定の任意の番号等を入力することにより書類の整理、保管、通帳との突合が可能となる。	1. リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事」欄を追加して、I D A 業務等において「記事 (荷主) 」欄等に入力された値を、同「記事」欄に出力するように変更する。 (注) 特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象 (特定日前の特例申告においては、特定日に一括納付されるため、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知は存在しない) 2. 加えて、リアルタイム口座振替完了通知の出力項目には「B/L番号/AWB」欄、「荷主リファレンスナンバー」欄及び「荷主セクションコード」欄も追加し、I D A 業務等で入力された値を出力する。	第14回	-
	50. 民間利用者のプログラム変更要望⑨ 「別送品輸出申告 (U E C) 」業務における二重出力情報コードの追加	「別送品輸出申告 (U E C) 」業務の許可通知情報 (\$ A E 1 K F 0 , \$ A E 2 K F 0) 及び許可内容変更通知情報 (\$ A E 4 6 1 0 , \$ A E 4 6 2 0) について、自社システム宛二重許可出力コードが設定されていないため、二重二重出力用出力情報コードを追加してほしい。 \$: 航空の場合はA, 海上の場合はS	以下の業務について、自社システム宛二重出力用の出力情報コードを追加する。 ・「別送品輸出申告 (U E C) 」業務 ・「別送品輸出許可内容変更申請 (U A C) 」業務 ・「輸出申告搬入後処理 (C E W) 」業務 ・「輸出許可内容変更申請 (横込港一括変更) (E A M 0 1) 」業務	第15回	-
	51. 民間利用者のプログラム変更要望⑩ 輸入許可データ配信先の見直し	I D A 業務等において輸入者コード、輸入取引者コードが両方入力されている場合、輸入者、輸入取引者双方に許可データが出力されるような仕様にしてほしい。	「輸入申告事項登録 (I D A) 」業務等において、輸入者コード及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合は、輸入者及び輸入取引者の双方が輸入許可データの配信を受けることを可能とする。 変更対象となる業務は、以下のとおりとする。 ・「輸入申告 (I D C) 」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告 (S W C) 」業務 ・「一括特例申告 (T K C 0 1) 」業務	第15回	-
	52. 民間利用者のプログラム変更要望⑪ 搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善	搬入時申告を行い搬入時にエラーとなった場合、エラーがあったことが即時に分かるようにしてほしい。	パッケージソフトの通知機能を改善し、即時電文取り出し (メール処理方式では送受信) を行った際に、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードで、エラーだった場合にパッケージソフトにてポップアップ通知を行う機能を設ける。	第15回	-

V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
通関	53. 民間利用者のプログラム変更要望② 「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善	1. MOA業務におけるの整理番号・車体番号を入力した際、以前のNACCSと同様に、入力した順番で出力できるようにしてほしい。 2. MOA業務後の処理結果電文には、輸出自動車情報登録番号が出力されない。処理結果電文にMOA番号を出力するようにするか、MOA業務後に登録通知情報を出力してほしい。	1. 以下の業務について輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。 ・「輸出自動車情報登録（MOA）」業務 ・「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務 ・「輸出自動車情報照会（IMO）」業務 2. 「輸出自動車情報登録（MOA）」業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報を網羅した「輸出自動車情報登録結果」を新規に出力する。	第15回	-
	54. 民間利用者のプログラム変更要望③ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブラック化（海上）	海上機能では入港日が必須項目となっているが、航空機能で可能となっているように、ブラックでも申告できるようにしてほしい。	海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、事項登録から予備申告までの間「入港年月日」欄をブラックでも登録可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。 対象業務は以下のとおり。 ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務 ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみブラックを可能とする） ・「輸入申告（IDC）」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務	第15回	P86
	55. 民間利用者のプログラム変更要望④ 特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化	特例申告納期限延長において据置担保と個別担保を併用して申告できるようにしてほしい。	特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされているが、「関税等」の引落しは現行のまま（据置担保⇒個別担保）とし、「その他の内国消費税」の引落し順序を「個別担保⇒据置担保」に変更する。	第12回	-
	56. 民間利用者のプログラム変更要望⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「他法令識別」欄の入力件数の拡大	「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄の入力件数を拡大してほしい。	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数を合計7件から9件に拡大する。 (1) 1申請の場合は「Y」を入力 (2) 2申請以上の場合は「2～9」の数字を入力 (3) 他法令手続きの証明をシステムにより行う旨を取消す場合は「N」を入力	第17回	-
	57. 民間利用者のプログラム変更要望⑥ 「輸出貨物情報登録（ECR）」業務における帳票出力日時の出力について	「輸出貨物情報登録（ECR）」業務で取得した情報が何度か訂正された場合、出力帳票に出力順を示す情報がないため、最新情報が不明となるため、帳票に出力日時を出力してほしい。	ECR業務の出力帳票に、出力共通項目の「電文受信日時」（NACCSセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を出力するよう変更する。 【対象となる出力情報】 ・輸出貨物登録情報（SAT005） ・輸出貨物訂正情報（SAT006） ・輸出貨物取消情報（SAT007） ※端末テンプレートの修正であり、電文上の項目追加等は発生しない。	第14回	-



V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
動物検疫	58. 官利用者のプログラム変更要望① 「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA）」業務における入力項目の見直し	「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA）」業務について、必要な見直しを実施する。	「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA）」業務に「H/C原本保有」の入力欄を追加する。	第20回	-
	59. 官利用者のプログラム変更要望② 「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務における貨物到着後申請の自動起動機能の追加	「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務について、必要な見直しを実施する。	「輸入畜産物検査申請（ILC）」業務において、貨物の搬入確認業務を契機に貨物到着後申請の自動起動を可能とする。	第15回	P87 P88
	60. 官利用者のプログラム変更要望③ 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務について、必要な見直しを実施する。	1. 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務において、画面表示の改善、受人等の住所欄を現行の4欄から1欄に統合する。 2. IQA業務において、「狂犬病予防接種」欄等に関する欄数を拡大する。	第15回	-
植物防疫	61. 官利用者のプログラム変更要望④ 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等について、必要な見直しを実施する。	1. 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務において、「卸下（しゃか）場所コード」欄等の追加を実施する。 2. 「植物等輸入検査申請（IPC）」業務における植物、輸入禁止品等輸入検査申請控情報に電文受信日時を申請年月日として表示する。	第15回	-
	62. 官利用者のプログラム変更要望⑤ 植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付	木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。	木材の輸入検査に係る認可証明書については、木材検疫要綱に基づく文言に変更する。	第17回	-
	63. 官利用者のプログラム変更要望⑥ 輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化	輸出植物の検査申請業務についてNACCS-EDI業務も提供し、NACCS端末や自社システムからの業務を実施可能とする。	現在Web業務のみの提供となっている輸出植物の検査申請業務について、NACCS-EDI化し、NACCS-EDI業務の提供対象に追加する。	第15回	P88



V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
				第15回 第16回	
食品 検査	64. 官利用者のプログラム変更 要望⑦ 「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等について、必要な見直しを実施する。	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等について、以下の改善を実施する。 ① I F A業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。 ② 事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の項目を15欄から拡張し、15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力控別紙」を作成し出力する。 ③ 事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の項目を画面出力項目から画面入力項目に変更し、「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」がバスケットコードの場合は補完入力を可能とする。なお、入力控には、画面入力値を出力する。 ④ 事項登録業務等の画面入力項目及び画面／帳票出力項目に「商品名・ブランド名」欄を新規に追加する。 ⑤ 事項登録業務等の「試験成績書有無」及び「コレラ証明書有無」の欄を削除する。 ⑥ 事項登録業務等の「継続」欄に初回、継続、更新の区別を入力できるように変更する。 ⑦ I F A業務等に「NACCSの業務以外で書面の添付書類を提出するか否か」の入力欄を新規追加する。	第15回 第16回	－
	65. 官利用者のプログラム変更 要望⑧ 連絡機能のNACCS/パッケージ への追加	検疫所が発行した連絡書に対して 利用者のコメントを連絡できる業 務を新規追加する。	検疫所が利用者に発行する連絡書に対して、利用者からの返答（連絡）を可能とする機能を提供する（「双方向履歴照会（C F H）」業務の新設等）。	第16回	P89 ～ P90
	66. 官利用者のプログラム変更 要望⑨ 「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行	事前届出された届出が検査命令対象だった場合、「検査命令」を「事前届出搬入連絡（I F G）」業務実施者に自動で出力する。	事前届出の検査命令について、「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行機能を追加する。	第16回	－



V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
				第16回 第17回 第21回	
医薬 ・ 医療	67. 官利用者のプログラム変更 要望⑩ 医薬品医療機器等輸出入手続き 業務の改善	医薬品医療機器等輸出入手続き業 務の改善を検討する。	1. 届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知する機能を追加する。なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録することを可能とする。 2. 輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しなくて済むように、委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。 3. 「医薬品医療機器等利用者情報登録（P Y A）」業務において、「営業所等名称」の桁数を日本語30文字に拡大する等の項目の見直しを実施する。 4. 届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるよう、確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。 5. 医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。 6. 「医薬品医療機器等輸入報告事項登録（P O A）」業務については、「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なるため、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を変更する。 7. 輸入報告を代理申請する場合に、NACCS利用者ではない委託元利用者の代理申請も可能とする。 8. 輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。 9. 通知事項欄を全角149文字から全角499文字に拡張する。 10. 製造販売用ならびに製造用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品について、輸入届制度が廃止されることから、第6次NACCSでは、「医薬品医療機器等輸入届出（P G C）」業務を用いた届出を廃止する。	第16回 第17回 第21回	P90 ～ P91



V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
航空 入 出 港	68. 1便あたりの旅客数の拡大 [システム制限値③]	航空入出港業務における1便あたりの旅客数の制限値について見直しを検討する。	「旅客氏名表報告 (P L R 0 1) 」業務において、1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。	第12回	-
	69. 官利用者のプログラム変更 要望① 旅客氏名表情報及び乗組員氏 名表情報の入出港区分の改善	P L ・ C L 情報の入出港区分の判定方法の変更について検討する。	航空通信回線経由で提出された P L ・ C L 情報の入出港区分の判定について、入港の判定は「最初の到着空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行うように変更する。	第19回	P92 P93
	70. 官利用者のプログラム変更 要望② 旅客予約記録情報報告等の チェック機能等の改善	旅客予約記録情報報告等のチェック機能の見直し等を検討する。	「旅客予約記録情報報告 (P N R 0 1) 」業務等において以下の変更を実施する。 1. 1便あたりに登録可能な旅客 (欄部) 数を570件から850件に拡大する。 (N A C C S パッケージソフトから P N R 0 1 業務を実施する場合、1便で登録可能な旅客情報を50件までとし、複数回に分割して登録を行うよう変更する。) 2. E D I F A C T 電文形式で P N R 情報が送信された場合、旅客 (欄部) でエラーが発生しても正常終了するように変更する。なお、共通部でエラーが発生した場合及び全ての旅客 (欄部) がエラーとなった場合は、異常終了となる。また、「旅客予約記録情報照会 (I P N) 」業務で旅客予約記録情報を照会した場合、旅客情報 (欄部) においてエラーとなった情報も参照可能とする (ただし、システム使用可能文字のチェックにおいてエラーとなった項目は、全桁をスペースに変換して出力する。) 。	第22回	-
航空 入 出 港 (人)	71. 官利用者のプログラム変更 要望③ 「検疫前通報 (G I A 0 1) 」 業務等の改善	「検疫前通報 (G I A 0 1) 」業務等について、必要な見直しを実施する。	1. 「検疫済証発行 (Q C I) 」業務において、同一の検疫所通知番号で検疫済証等の再発行を可能とする (発行回数を表す枝番号項目を新規追加) 。 2. 「検疫前通報 (G I A 0 1) 」業務の記事欄について、日本語入力の可能化、桁数拡大を実施する。 3. 検疫済証及び仮検疫済証の国名表示を50桁に拡大し、正式な国名表示を可能とする。	第17回	P94 P95
航空 貨物	72. 共同保税蔵置場以外にお ける R V A 業務等の実施可能化	航空輸出入業務において「航空会社 向貨物引渡し登録 (航空会社単位 (R V A / R V A 0 1) 」業務 による貨物の引き渡しについて、 共同保税蔵置場以外においても可 能とする。	税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務と通常の搬出入業務の併用を可能とし (注)、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ (S 1 4) 」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。 (注) 現在、共同保税蔵置場で利用可能な R V X 業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後に E X A 等 / B I L 業務を実施する。	第16回	P95 P96



V 詳細仕様検討結果の概要					
区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
航空 貨物	73. スプリット便数の拡大 (輸 出入) [システム制限値④]	航空輸出入業務における1MAWBあ たりの登録可能なスプリット便数の制 限値について見直しを検討する。	航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、現行の20便から30便に拡大する。	第12回	P96
	74. 1MAWBあたりのHA WB件数の拡大 (輸出入) [システム制限値⑤]	航空輸出入業務における1MAWBあ たりの登録可能なHAWB件数の制限 値について見直しを検討する。	航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から最大9,999件に拡大する。	第9回 第11回	P97
	75. LDRにおける出力項目 の見直し (搬入総個数の表 記) 等について	「搬出確認登録呼出し (E X M または E X A) 」業務で処理されたLDRに 関して搬入総個数の表記や分割出力を 可能とする。	1. LDR単位の搬出総個数を出力するように以下の変更を行う。 ① 「搬出確認登録 (A W B ・ H A W B 単位) (E X A 0 1) 」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。 ② ULDの場合は搬出された積付け個数の合計を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。 2. 前項番の対応に伴い、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、超える場合には、以下のとおり電文を2分割して出力する。 ① 1通目、2通目ともに出力情報名 (情報コード)、電文形式は同一とする。 ② 1通目、2通目を区別するため、電文の共通部に「分割電文番号」を追加し、1通目には「01」、2通目には「02」を出力する。	第13回 第16回	P97 P98
	76. 「混載仕立終了情報登録 (H D E) 」業務の複数件一 括処理機能の追加	H D E 業務の複数件一括処理機能を追 加する。	「混載仕立終了情報登録 (H D E) 」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。なお、複数欄化に伴い途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、「MAWB番号」欄は途中空欄の入力を可能とする。	第14回	P98
77. B I L L (上屋蔵置料金 請求書) 情報の配信機能の実 装	航空貨物代理店からB I L L 情報を E D I で受信したいとの要望があり、 情報基盤である N A C C S に B I L L 情報の配信機能を実装することを 検討する。	B I L L 情報の配信機能の実装はシステム負荷が大きいため対応しないが、「搬出確認登録 (一般) (O U T) 」業務時におけるB I L L 情報 (蔵置料金請求先) 欄の補完機能について、以下のとおり見直しを行う。 1. 輸入申告等の申告者と蔵置料金請求先が異なる場合は、AWB単位の「蔵置料金請求先」を登録する「蔵置料金請求先登録 (C U R 0 1) 」業務を新設する。 2. O U T 業務で航空貨物代理店に「F」が入力された場合は、C U R 0 1 業務で登録された蔵置料金請求先を補完するようO U T 業務の仕様を変更する。登録されていない場合は、現行どおり、申告者の利用者コードを補完する。	第17回 第19回 第20回	P99 P100	



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
航空貨物	78. 民間利用者のプログラム変更要望① 「HAWB情報登録（HCH01）」業務の入力件数の拡大	一度に入力できる件数を最低でも20件に増やしてほしい。	1. 「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を現行の最大10件から20件に拡大する。 2. また、「HAWB情報訂正（CHA）」業務においても、1業務で入力可能なHAWB件数を現行の最大10件から20件に拡大する。	第14回	P100
	79. 民間利用者のプログラム変更要望② 「見本持出許可申請（MMA/MHA）」業務の改善	持出先欄を日本語表記可能としてほしい。	1. 「見本持出許可申請（MMA）」業務の入出力項目「持出先」欄に全角で70桁の日本語入力を可能とする。 2. 「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」及び「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務が実施された場合と「見本持出確認登録（MMO）」業務が実施されなかった場合の区別がつかないため、見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務を実施した場合は、新規項目として見本持出許可取消年月日を出力する。	第9回 第14回	P101
	80. 民間利用者のプログラム変更要望③ 「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）」業務の見直し	航空会社がIWH業務を行う場合に入力者の所属する空港と異なる空港を積込港に指定しても照会できるようにしてほしい。	貨物を実際の積込港と異なる空港の保税地域へ搬出する場合は強制搬出を行うが、この際はAWB単位に保持する積込港の情報がクリアされるため、IWH業務で積込港を指定しても照会が出来ないという事象がある。 このため、航空会社及び積込港を入力する照会パターンについて、指定文字列（航空会社「XX」）の入力を行うことにより、AWB単位の積込港が入力者の所属する空港と異なる貨物情報（強制搬出後に搬入され、AWB単位の積込港が正しく取得できない貨物）のみを抽出可能とするよう処理を変更する。	第20回	P101 P102



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上入出港	81. 港湾サブシステムの統合	基本仕様で示された港湾サブシステム（港湾SS）の統合を以下の点も踏まえ検討する。 ・港湾SSのバックアップ機能構築 ・各種通知情報の集約・統一化	港湾SSについて、NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。 また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、各種通知情報の集約・統一化等を図ることによって、より利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する（機能改善の具体的内容は、次項番以降を参照）。	第11回 第12回	P125 P146
	82. 乗員上陸許可支援システムとの連携強化	法務省の乗員上陸許可支援システムとNACCSの情報連携の在り方を見直し、より最適なSWを提供する。	「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務を「入港前統一申請（VPX）」業務に統合し、VPX業務による乗員上陸許可申請（近傍上陸、乗換上陸、数次上陸）を可能とする。統合に伴いVPX業務に、近傍上陸/乗換上陸/数次上陸関連項目を追加する。	第12回	
	83. システム統合等を踏まえた機能改善	港湾SSの統合、乗員上陸許可支援システムとの連携強化等を踏まえ、より利便性の高いシングルウィンドウ機能の拡充を検討する。	1. 照会業務の統合 「申請状態確認（JSS）」業務（港湾SS提供）、「届出申請一覧呼出し（CRW01）」及び「届出申請情報照会（CRW02）」業務（乗員上陸許可支援システム提供）を廃止し、「入出港届等照会（IVS）」及び「書類状態確認（WVS）」業務に統合、照会機能の利便性向上を図る。 2. 書類番号等の見直し 入出港関連業務を実施した際、各システムで複数の書類番号を払い出す仕組みとなっており、運用の複雑化を招いていることから、書類番号の統一を図る。 3. 格納通知等の見直し 1業務の入力に対して各システムから複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）が申請者宛てに出力されるため、申請結果の確認作業が煩雑となっており、格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。	第11回 第12回	
	84. 入出港業務のWeb化の検討	入出港関連業務については、利用者からWeb化を強く要望されている。	以下の入出港関連業務についてWeb化を実現する。 ・現行内航船業務（JPT業務等（J業務）） ・現行外航船業務（VPT業務等（B業務*）+VTX01業務等） ・港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務）） * B業務は、事前情報を利用せず申請を行う業務 ※ 上記業務については、パッケージソフトによる提供を廃止する。	第11回 第12回	
	85. 出力レイアウトの見直し	官民で出力内容や出力レイアウトが異なり、問い合わせ等において確認に時間を要する等の問題が生じているため、改善について検討する。	Webインターフェースの入出港関連業務の画面については、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを可能な限り同一とする見直しを実施する。 ただし、パッケージソフトを利用する業務については、レイアウト変更が難しいことから現行どおりとする。	第12回	



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上 入出港	86. 1船舶あたりの運航情報件数の拡大	運航情報は、船舶単位に一つのみ登録可能としているが、短期間で複数の航海を行う船舶は、前航海が終わる前に次の運航情報を登録する必要がある。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務において、航海番号単位による複数の運航情報登録を可能とする。 「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届等（V O X）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力することで必要な運行情報との紐づけを行う。	第11回 第12回	P125 P146
	87. 寄港順序の入れ替え方法の改善	運航情報における寄港順序を訂正する場合は、V T X 0 1に登録されている寄港順序に全ての情報を書き換える必要があるため、容易に変更ができない。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務の本邦寄港地情報タブに本邦寄港順序の入力欄を追加の上、寄港順に1から連番を入力することにより船舶運航情報に登録できるようにし、寄港順の変更がある場合は、当該連番を書き換えることで寄港順の変更を可能とする。	第12回	
	88. 呼出し機能の充実	「入港前統一申請（V P X）」業務で登録した情報については、「入港前統一申請B（V P T）」業務等で呼び出すことができない。	「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届等（V O X）」業務等により事前に登録した情報について、「入港前統一申請（W P T）」、「入港届等（W I T）」、「出港届等（W O T）」業務等において呼び出しを可能とする。	第11回 第12回	
	89. 1船舶あたりの旅客数の拡大	1船舶あたり旅客の登録可能数は、3,000人の制限がある。	1船舶あたりで登録できる旅客数を8,000人まで拡大する。	第11回 第12回	
	90. 民間利用者のプログラム変更要望① 「不開港出入許可申請（C P C）」業務における船舶基本情報と純トン数との一致	「不開港出入許可申請（C P C）」業務において、船舶基本情報に登録されている純トン数と入力した純トン数とのチェック機能が無い。	入力された純トン数が、船舶基本情報に登録されている純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。	第11回 第12回	
	91. 民間利用者のプログラム変更要望② 「とん税等納付申告（T P C）」業務におけるチェック機能の追加	事前申請を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、「とん税等納付申告（T P C）」業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくても送信が可能となっている。	「とん税等納付申告（T P C）」業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るよう変更する。 1. 入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 → 入力項目 0:無し 1:有り 2. 特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。	第11回 第12回	
	92. 民間利用者のプログラム変更要望③ 外航パス、内航パスのチェック機能の追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、パスコードを入力した場合、外航/内航のチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる。	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、入力されたパスコードが外航パスか内航パスかチェックする機能を追加する。	第11回 第12回	
93. 民間利用者のプログラム変更要望④ 保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（V P X）」業務における保障契約書番号の入力可能桁数は20桁となっている。	保障契約書番号の入力可能桁数を30桁に拡大する。	第11回 第12回		



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上 入出港	94. 民間利用者のプログラム変更要望⑤ 次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務では削除ができない。	V T X 0 3業務、V T X 0 4業務で削除を可能とする。	第11回 第12回	P125 P146
	95. 民間利用者のプログラム変更要望⑥ 出力電文形式の見直し	船陸交通許可書、汎用申請、入出港業務等の許可書は、E X C型電文以外の電文方式に変更してほしい。	船陸交通許可書、汎用申請についてはE X Z型電文に変更する。 なお、入出港業務については現行どおりとする。	同上	
	96. 民間利用者のプログラム変更要望⑦ 過去申請情報の参照	申請情報のオンライン保存期間は30日となっている。	申請情報のオンライン保存期間を30日から63日に拡大する。	第11回 第12回	
	97. 民間利用者のプログラム変更要望⑧ 乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報を登録する際、途中行に空欄があると登録できない。	乗員情報や旅客情報の登録において、途中行に空欄があった場合もエラーとせず登録を可能とする。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。	第11回 第12回	
	98. 民間利用者のプログラム変更要望⑨ 港コード一覧の開港・不開港識別の表示	港湾S Sの一覧参照機能の港コードを参照した際、開港/不開港の区別が確認できない。	Web NACCSの一覧参照ボタンから遷移する港コード一覧画面に、開港・不開港の識別を新たに表示する。	第21回	
	99. 民間利用者のプログラム変更要望⑩ 内航船の船舶基本情報の省略	内航船業務では、船舶基本情報等の流用機能がないため、全て入力が必要となっている。	Web NACCSで提供する内航船用の「入港前統一申請（W P T）」業務等において、船舶コードから船舶基本情報を呼出す機能を追加する。	第21回	
	100. 民間利用者のプログラム変更要望⑪ 外航船の船舶基本情報の省略	現行のB業務では、船舶基本情報等の流用機能がないため、全て入力が必要となっている。	Web NACCSで提供する「入港前統一申請（W P T）」業務等においては、船舶コードを入力することで、登録されている船舶基本情報を補充する機能を追加する。	第21回	
101. 民間利用者のプログラム変更要望⑫ 乗組員・旅客・危険物の大量データ作成用ツールの提供	Webではパッケージソフトのようなグリッド形式が利用出来ないため、Excelシートからのコピー&ペースト機能が利用出来ない。	グリッド形式の代替機能として、「CSVファイルのアップロード機能とCSVファイルを容易に作成することが可能となる」変換ツールを新たに提供する。	第21回		



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上 入出港	102. 民利用者のプログラム変更 要望⑬ 添付ファイル名称の出力機能の 追加	添付として送信したファイルのファイル名 を確認できる手段を検討してほしい。	1. 「船舶・航空機資格変更届（K P C 0 1）」、「船舶資格変更届 （W K C）」業務の資格変更届について、「船舶資格変更届照会（W K P）」業務での照会時に添付ファイル名を出力できるように変更する。 2. 「ファイル申請（K F T / W F T）」業務によるファイル申請につ いて、「書類状態確認（W V S）」業務での照会時に添付ファイル名を 出力できるように変更する。	第21回	P125 ～ P146
	103. 民利用者のプログラム変更 要望⑭ 「船舶管理情報登録（V C A）」業務の改善	V C A業務における1船会社単位の制限値 が港別100件であり、100件を超え新しい 港の追加登録ができない。	V C A業務で1船会社単位の船舶代理店との受委託関係を登録すること が可能港数を200港に拡大する。	第18回	
	104. 民利用者のプログラム変更 要望⑮ 備考欄の見直し	税関・入国管理局に送付する申請に関して は、同一の備考項目にて送付を行っている。 また、照会結果画面では、一つの備考項目 を全ての宛先に出力している。	入国管理局宛での備考欄追加を行う。 また、照会業務については、申請・宛先ごとに備考欄を追加する。	第18回	
	105. 官利用者のプログラム変更 要望⑰ 「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等 において性別を入力する項目がない。	V T X 0 2業務等に性別を任意項目として追加する。	第11回 第12回	
	106. 官利用者のプログラム変更 要望⑱ 保障契約情報の保障限度額にお ける通貨コードの必須化	「入港前統一申請（V P X）」業務等にお いて、保障契約情報の「保障限度額単位1, 2」の通貨コードは任意入力項目となってい る。	V P X業務等において、以下のとおり保障契約情報の入力条件を見直す る。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。	第11回 第12回	
	107. 官利用者のプログラム変更 要望㉑ 港長と港内交通管制信号所への 同時申請の可能化	「入港前統一申請（V P X）」業務等にお いて、申請先の入力欄が1つしかないため、 港長と港内交通管制信号所への 同時申請の可能化	1. V P X業務等に「港内交通管制室」欄を追加する。また、当該変更 に伴い、「入出港届等照会（I V S）」業務にも「港内管制信号所」欄 を追加する。 2. また加えて、事前通報を複数の宛先に同時申請ができるよう申請先 （事前通報用の海上交通センター（名古屋、備前瀬戸、関門海峡））の 追加を行う。	第11回 第12回 第18回	
	108. 官利用者のプログラム変更 要望㉒ 危険物の作業種別のチェック変 更	「入港前統一申請（V P X）」業務等にお いて、危険物荷役許可申請と停泊場所指定 願の届出を行う際に「危険物の作業種別」 として「L L O：積み込み」が使用出来ない。	「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」についても使用可能と する。	第11回 第12回	



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上 入出港	109. 官利用者のプログラム変更 要望⑤ 入国管理局宛での乗組員情報登録 業務における「マニュアル」扱 い	「入港前統一申請（V P X）」業務等によ る入国管理局への入港通報の際、乗組 員情報処理識別欄で「システム」と「マ ニュアル」を選択できるが、入国管理局 は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X業務等による入国管理局への入港通報の際、乗組員情報処理識別 欄について、「マニュアル」を選択して送信した場合はエラーとする。	第11回 第12回	P125 ～ P146
	110. 官利用者のプログラム変更 要望⑥ 「とん税等納付申告（W P C）」 業務の納付方法の変更	We bの場合、納付書出力の運用が複雑 となる。	We b N A C C Sで提供する「とん税等納付申告（W P C）」業務につ いては、納付書出力の関係等から、利用可能な納付方法をリアルタイム 口座のみに限定する。	第21回	
	111. 官利用者のプログラム変更 要望⑦ 危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の 港長宛の申請に対する回答通知について、 回答通知コードの一部が日本語表記と なっている。	回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。	第11回 第12回	
	112. 官利用者のプログラム変更 要望⑧ 出港届時の項目分割	出港届では、停泊場所を入力する項目が 一つ（出港停泊場所（出港時）の項目） のため、対象の項目にパスコードを入 力した際は、全て着岸場所コード欄への 出力となっている。（入港届、入出港届、 出港届で共通の画面・帳票となっている ため。）	出港届において、停泊場所に入力したコードがびょう泊の場合は、びよ う泊場所コードの欄に表示するようにする。また、それ以外については、 着岸場所コードの欄への出力とする。	第18回	
	113. 官利用者のプログラム変更 要望⑨ 内航船舶情報の保存期間の変更	内航船舶の船舶基本情報については、永年 保存としている。	内航船舶の船舶基本情報については、保存期間を365日間とする。なお、 保存期間中に訂正を行った場合及び、内航船舶基本情報を使用して申 請をした場合、該当の船舶基本情報の保存期間を365日間延長する。	第18回	



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
出港前	114. 「積荷目録情報登録 (MFR)」業務の省略可能化	「出港前報告 (AMR)」業務と「積荷目録情報登録 (MFR)」業務で同一の内容を報告しているが、AMRの情報を利用して積荷目録提出 (MFR-DMF) まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告 (AMR) 情報を利用しMFR業務を実施することなくDMF業務の実施を可能とする新規フローを可能とする (AMRとMFRの項目の共通化を実施する。参照: 項番116)。なお、MFRにおける必須項目がAMR業務にて未登録の場合は、DMF業務前までにCMR業務によって訂正登録しておく必要がある。	第17回 第18回 第20回 第21回	P103 、 P104
	115. 「積荷目録情報登録 (一括) (MFI)」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社を把握することが困難であり、出港前報告時に当該項目の登録ができないため、MFI業務がエラーとなる。	MFI業務にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告 (AMR) 情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。	第17回 第18回 第20回	P103 、 P104
	116. 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	1. トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要がある。 2. 欧州→釜山 (トランシップ) →日本の航路の場合、欧州で報告をしても、釜山において船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、連絡不備等により、釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	1. 「本船利用船会社及び船積港」の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務として「出港前報告船舶情報訂正 (CMV)」業務を新設する。なお、同業務では、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 2. AHR (CHR) 業務の登録時点において、トランシップ等による船舶情報の変更の有無は判断できるが変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR (CHR) 業務に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山 (トランシップ) →日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務の報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAMRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。	同上	P105
	117. 「出港日時報告 (ATD)」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正 (CMR)」及び「出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR)」業務は、「出港日時報告 (ATD)」業務後に実施できない。	ATD業務後、DMF業務前までのCMR (CHR) 業務等を可能とする。なお、ATD業務に先行してDMF業務が実施されている場合は、現行どおり、ATD業務前までCMR (CHR) 業務を可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMR (CHR) 業務を行う場合は、ATDおよびDMF業務が実施されている場合でも訂正を可能とする (※現行通り)。	同上	P103 、 P104
	118. 関連ハウス事前通知 (DNU) の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「DNU」について、該当のハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	関連ハウス事前通知 (DNU) について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出港前報告照会 (IAR)」業務を利用する。	同上	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
出港前	119. 「積荷目録情報登録訂正 (積荷目録提出後) (CMF02)」業務における運用手続きの簡素化	CMF02業務は、税関 (監視担当部門) の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があるが、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02業務において入力項目に「訂正理由コード」、「訂正理由 (210桁)」欄を新設する。	第17回 第18回 第20回 第22回	-
	120. 積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01業務において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。また、CMF02業務で積荷情報を削除する場合、税関 (監視担当部門) に削除理由を申し出た上で行う必要があるが、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02業務において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由 (210桁)」欄を新設する。	同上	-
	121. 「出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR)」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除した後、再度AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。	第17回 第18回 第20回	-
	122. 出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化 (IMI業務の改善)	入港前報告 (DMF) までに前出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR (CMR) で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	1. MFR業務等の項目見直しに伴い、照会項目を一部変更する。 2-1. IMI業務に新規の照会種別「S: B/L番号一覧 (出港前報告不一致) 照会」を追加する。 2-2. 既存照会種別「B: B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致 (出港前報告未済、出港日時報告未済) のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。 3. 既存照会種別「R: B/L番号一覧 (事前通知) 照会」の照会項目に船積許可申請にかかるステータスを項目追加する。	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	P106
	123. B/Lセバレート等発生時における機能改善	1. セバレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セバレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。 2. セバレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セバレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。いずれも、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。	B/Lのセバレート、コンバイン、スイッチによりB/L番号の変更が発生した場合に、変更前後のB/L番号の関連付けを行う「出港前報告B/L関連付け (BLL)」業務を新設する。また、当該関連付けの取り消しも可能とする。本業務を行うことにより、変更後のB/Lに設定された出港前報告不一致 (報告期限超過、出港前報告未済等) を解消する要件を満たした場合は、当該不一致を解消する。	第17回 第18回 第20回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
出港前	124. 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更	出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とするため、各業務間の項目共通化を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 項目共通化を図るため、以下のように入力項目等の見直しを実施する。 (例示) ・品名：桁数を70桁から350桁に変更する ・代表品目番号：桁数を4桁から6桁に変更する ・IMDGクラス：入力欄を繰返し5欄に変更する。等 上記見直しに伴い、後続業務における項目の見直しを実施する。 	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	P109 ~ P110
	125. 民間利用者のプログラム「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善	B/L件数が表示されないため件数確認に時間を要し、AMRの報告漏れが発生した。IMIのようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい)	<ol style="list-style-type: none"> IML業務の照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（SAS126）」にB/L実施状況にかかる出力項目「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」を追加する。 IML業務の照会結果画面「出港前報告（ハウスB/L）一覧照会情報（SAS128）」に以下の項目を追加する。 「B/L番号変更種別」「B/L番号変更前後識別」「マスターB/Lの出港予定日時」「マスターB/Lの出港日時」「マスターB/Lの入港予定日」「マスターB/Lの出港前報告日時」 IML業務に新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加する。また、B/L件数の出力もあわせて行う。 	同上	P106
	126. 民間利用者のプログラム変更要望② マッチング判定結果の通知の改善	マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<ol style="list-style-type: none"> 船会社への通知 ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報」を出力する。 また、ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB/Lが報告された際に新規帳票「ハウスB/L報告状況通知情報」をマスターB/Lの報告者へ出力する。 NVOCCへの通知 ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」をマスターB/L単位に出力する。また、新規帳票には船舶情報不一致、マスターB/Lの出港予定日時（出港予定日と出港予定時刻）及び出港日時（出港日と出港時刻）を出力する。 	第17回 第18回 第20回 第21回	P107 ~ P108



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上貨物	127. B/L番号の入力桁数の見直し	B/L番号の入力桁数について、35桁までの入力を可能とする。また、桁数の増に併せて貨物取扱関係業務の仕様変更を検討する。	<ol style="list-style-type: none"> B/L番号の入力桁数について、NACCS用船会社コード（4桁）+31桁の35桁までの入力を可能とする。 仕分け（仕合せ）業務を実施した際の取扱枝番について、仕分（仕合）親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。 ①-1 「貨物取扱登録（改装・仕分け）(SHS)」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け（CHJ）」業務は「仕分前B/L番号」を仕分親番号とする。直前の仕分親番号に対し取扱枝番をAからV、その後AからVVの順に払い出す形式とする。 ①-2 内取りする場合は仕分数の項目に新たに「内取り：0（ゼロ）」の区分を設ける。 ② 「貨物取扱登録（仕合せ）(CHU)」業務における取扱枝番は、直前に行われた「仕分前輸出管理番号」の1の欄に入力された輸出管理番号に対しAからV、その後AからVVの順に払い出す形式とする。 	第13回	P110 ~ P111
	128. 1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大 [システム制限値⑥]	1B/Lあたりのコンテナ件数の制限値を見直す。	海上輸出入業務における1B/Lあたりのコンテナ件数の制限値について、100件から200件に拡大する。	第11回	-
	129. 「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力の対応	RSS01業務における通知先を誤入力した場合のワーニングメッセージの出力について検討する。	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）(RSS01)」業務において、通知先に入力された者の業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかを満たす場合に、注意喚起メッセージを出力する機能を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> 入力されたコンテナが運送中である場合 入力されたコンテナが保税地域に蔵置中の場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合 	第14回	P111
	130. 海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し	「積目録情報訂正（次船卸港の追加）(CMF03)」業務の登録可能なタイミングを見直す。	「積目録情報訂正（次船卸港の追加）(CMF03)」業務は、仮陸揚港における「船卸確認登録（PKI）」業務等の後に実施可能としているが、次期NACCSでは、仮陸揚港におけるDMF業務後に実施可能とする。また、仮陸揚港における保税運送申告後でも実施可能とする。	第17回	P112
	131. 空コンテナの仮陸揚対応	空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出することができないため、システムで提出できるように見直しを行う。	空コンテナの仮陸揚届をシステムで提出を可能とするため、「積目録情報登録（MFR）」業務の見直しを行い、空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。	第17回 第19回	P112



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上貨物	132. B/L番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化	「貨物情報仕分け(CHJ)」業務実施後、B/L番号体系変更の場合でも、当初のB/L番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務を実施可能とするよう検討する。	CHJ業務により登録された情報仕分けB/Lでの「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務を実施可能とする。ただし、貨物情報DBの保存期間経過後(CHJ業務実施日を起算日として6日経過後)は実施不可となる。	第10回	P113
	133. 見本持出し関連業務の見直し	1. 貨物取扱等一覧データにおいて、見本持出許可後にMHC業務が実施された場合とMHO業務が実施されなかった場合の区別がつくようにして欲しい。 2. 持出先欄を日本語表記可能としてほしい。	1. 「G05貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消(MHC)」業務が実施された場合と「見本持出確認登録(MHO)」業務が実施されなかった場合の区別がつかないため、許可後にMHC業務を実施した場合は、新規項目として見本持出許可取消年月日を入力する(S13、T20も同様)。 2. 「見本持出許可申請(MHA)」業務の入出力項目「持出先」欄に全角で70桁の日本語入力を可能とする。	第9回 第10回 第14回	-
	134. 「船積確認事項登録(ACL)」業務の改善	「船積確認事項登録(ACL)」業務について、必要な見直しを検討する。	1. 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする見直しを実施する。 2. ACL関連の業務名を「船積確認事項登録」から「ACL情報登録」に変更する(照会業務も同様)。(注:ACL=Acknowledgement of Cargo Loading) 3. 新ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。 4. プログラム変更要望に基づき、以下の改変を実施する。 ① 共通部のグロス重量/容積と、繰返部の各コンテナの重量/容積の合計を比較する不一致チェック機能を設け、不一致の場合はワーニング対応とする。 ② 通知先欄を最大4欄から5欄へ拡大する。 ③ 「担当者名」、「担当者電話番号」の入力欄を追加し、ACL業務を実施した社名を出力する。 ④ 記号番号欄のレイアウトを35桁×20行(繰返18)の構成に変更する。 ⑤ 入力欄として「マスターB/L番号」欄を追加する。 ⑥ 荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄を70桁追加し175桁とする。 ⑦ シール番号欄を1欄追加し4欄に変更する。 ⑧ 内個数の入力欄を追加し10欄とする。 ⑨ 記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合のメッセージを現在の文言から「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更する。 ⑩ 送信後の出力帳票に通知先を追加する。 ⑪ 記事欄の桁数を280桁から350桁に変更する。 ⑫ ACL02の「車台番号」、「エンジン番号」を150欄から400欄へ変更する。 ⑬ 「船積情報照会(IAL)」業務の照会結果に送信履歴を5件出力する。 ⑭ IAL業務による照会結果に通知先と登録の区分を追加する。 5. 以下のSeaWayBill関連等の決済業務は廃止する。 WBI/WBI11/WBS/IWB/IIS/PAS/PAS11/IPSACT/ACT11/IAI/IAT (※下線はCY搬出入業務関連)	第11回 第15回	P113



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG	資料P
海上貨物	135. CY搬出入業務の改善	CY搬出入業務について、プログラム変更要望、業務実態等を踏まえ、必要な改善を検討する。	プログラム変更要望に基づき、以下の改変を実施する。 1. 空コンテナピックアップ登録関係(PUR/PUH)業務 ① 入力項目の見直し 「湿度(数字2桁)」及び「通知先(英数字5桁)」の追加 ② チェック機能の見直し PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容との差異チェックについて、対象項目の見直しを実施する。 2. 「空コンテナピックアップ回答(PUA)」業務 ① 入力項目の見直し (1) 項目追加 「湿度(数字2桁)」、「搬入予定先CY名(日本語30桁)」の追加 (2) 桁数変更 「記事(申込者返信用/ピックアップ先連絡用)」 ⇒ 日本語140桁から日本語400桁に変更 ② 送信電文形式の変更 PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する電文について、EXC型からEXZ型に変更。 3. 「空コンテナ引渡情報登録(PCD)」業務 ① 入力項目の見直し 「シールNo(6回繰返し)」欄の追加 ⇒ ※ ※ 機器受渡証(EIR)情報(SAT099)のフォームも併せて変更。 ② 引渡日時の未来日入力可能化 入力項目の「引渡年月日」欄について、未来日も入力を可能とするように変更。 (事前に機器受渡証(EIR: Equipment Interchange Receipt)を発行することが可能となる。) 4. CY搬入票情報登録関係(CYH/VAH)業務 CYH/VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 5. 「ブッキング情報変更(BKC)」業務 BKC業務によってコンテナサイズ・タイプの訂正を行った場合、新たにPUR業務実施者に「PUR業務が無効となった」旨の新規帳票を出力する。 なお、PUL/PCD/IPU業務のWebNACCSによる提供は廃止する。	第11回 第17回 (5.について) 第21回	P114 P115



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
海上貨物	136. 危険物明細書のシステム化	危険物明細書のシステム化について検討する。	コンテナ貨物を対象として、国際ルールに基づいて荷送人が運送人に提出することとされている。危険物明細書の作成提出のシステム化を実現する。主な機能概要は以下のとおり。 1. 「危険物明細書」(通称:赤紙)作成・運送人等への提出のための新規業務を提供する。 2. 上記1で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧: Dangerous Cargo Listリスト」の作成を可能とする。 3. 「危険物明細書」情報を流用して不足情報を入力の上「危険物・有害物事前連絡表」(通称:白紙)の作成(事前連絡表の既存ブランク様式への印字出力)を可能とする。	第11回 第17回 第18回 第20回 第21回	P115 P117
	137. 船腹予約業務のシステム化	船腹予約業務のシステム化について検討する。	コンテナ貨物を対象として、事前に包括運送契約を締結している、荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社(主に自社システム保有)との間での個別運送時にかかる船腹予約業務のシステム化を実現とする。主な機能概要は以下のとおり。 1. 荷主等からの船腹予約、船会社からの予約に対する回答等を可能とするための新規業務を提供する。 2. 船会社からの回答業務については、「ブッキング情報登録(BKR)」業務を利用することとし、当該業務で登録するブッキング情報については、荷主が行う「船積指図書(S/I)情報登録(SIR)」業務への情報連携を実現する。 3. 上記2のブッキング情報は、CY搬出入業務等、後続業務との連携を可能とする。 4. 船腹予約業務の登録および回答がされたことをメールで通知する機能を提供する。	第11回 第17回 第18回 第20回	P118 P120
	138. 港湾統計データの提供方法の変更等	港湾統計作成用データについて、NACCSから直接港湾管理者に提供する等方法に変更する等の検討を実施する。	1. 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法に変更する。 2. 港湾統計作成用データの収集条件等について見直しを行い、収集データの精度向上を実現する。	第11回 第17回	P121
	139. 業務名称の変更	現行システムの業務名称等について、必要な見直しを行う。	現場での業務実態にあわせ的確な表現となるよう、以下のとおり業務名称を変更する。 1. ACL関連 項番126の2のとおり名称変更を実施する。 2. NVOCC関連 ① NVC01/02 混載貨物情報登録 → ハウスB/L貨物情報登録 ② NVC11 混載貨物情報登録呼出し → ハウスB/L貨物情報登録呼出し ③ INV 混載貨物情報照会 → ハウスB/L貨物情報照会	第11回 第12回	P122
	140. 民間利用者のプログラム変更要望①「貨物情報照会(ICG)」業務の改善	ICG業務のデフォルト画面を全体情報(TTL)としてほしい。	「貨物情報照会(ICG)」業務のデフォルト画面を概要情報(SMR)から、全体情報(TTL)に変更する。※業務リンク機能からICG画面を展開した場合のデフォルト画面も全体情報(TTL)情報に変更する。	第14回	-



V 詳細仕様検討結果の概要

区分	項目	概要	検討結果	WG 資料P	
				WG	資料P
海上貨物	141. 民間利用者のプログラム変更要望② 保税管理資料に影響ある業務の搬出入日チェック	「輸入貨物搬出入データ(G01)」及び「輸出貨物搬出入データ(G02)」の「搬入日」及び「搬出日」に影響する入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力してほしい。	G01及びG02の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務(BIC、BOC、CYB、VAN等)において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。 1. データ入力日+7日≦「搬入日」又は「搬出日」 →ワーニングメッセージ 「入力された年月日は7日以上未来の日付である。」 2. 「搬入日」又は「搬出日」+7日≦データ入力日 →ワーニングメッセージ 「入力された年月日は7日以上過去の日付である。」	第15回	-
	142. 民間利用者のプログラム変更要望③ 搬出入日の未来日チェック	BOC業務の搬出入日について、未来日が入力された場合、ワーニングメッセージが表示されるようにしてほしい。	前項(項番133)の案件における搬出入日のチェックと併せて実施する。	第15回	-
	143. 民間利用者のプログラム変更要望④ 保税運送(市内運送)における価格入力	仮陸揚貨物の保税運送(市内運送)の場合、価格の入力が必須項目になっているため、一般の保税運送(市内運送)と同様に、価格の入力を任意項目にしてほしい。	「保税運送申告(OLC)」業務の運送種別に「KK:仮陸揚貨物の市内運送」を新たに設け、運送種別に「KK」を選択した場合の価格入力については、任意とする。	第14回	P122
	144. 民間利用者のプログラム変更要望⑤ コンテナ番号のチェック機能の改善	VAN/VAE業務において12桁を誤入力した場合でもチェックがされるようにしてほしい。また、VAH業務も同様にしてほしい。	「バンニング情報登録(VAN/VAE)」業務におけるISOコンテナ番号*のチェックについて、コンテナ番号欄に12桁が入力された場合もチェック対象とする。また、「バンニング・CY搬入情報登録(VAH)」業務にもISOコンテナ番号チェック機能を追加する。(*:ISOコンテナ番号の番号体系は11桁。)	第15回	P123
	145. 民間利用者のプログラム変更要望⑥ 管理資料「卸コンテナリスト取扱一覧データ(G11)」等の改善	コンテナ船は共同運航が主流になり、取扱件数が増大していることから総件数が増えるようにしてほしい。	「卸コンテナリスト取扱一覧データ(G11)」及び「積コンテナリスト取扱一覧データ(G12)」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を共通部に出力するように変更する。	第17回	P123
	146. 民間利用者のプログラム変更要望⑦ 保税運送承認番号の複数件入力	複数のポートノートによる搬入でも入力できるようにしてほしい。	「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。	第11回	P124
	147. 民間利用者のプログラム変更要望⑧ 保税運送申告一覧データのCYへの配信	「保税運送申告一覧データ(G03)」は出力先にCYが含まれていないが、CYも受信/使用できるようにしてほしい。	出力先としてCYを追加する。	第22回	-

